

泉浄水所 No. 1 配水池清掃業務

仕様書

[illegible]

第 1 章 総則	
1－1	適用業務
本業務の実施に当っては、以下に記載の各種事項を本市の契約に関する条例、その他関連法規、仕様書及び現場説明事項、並びに本市担当職員の指示に従い完全に実施すること。	
1－2	適用事項
本仕様書は、吹田市水道部発注業務に適用する。	
1－3	設計図書間の不整合
契約図面、金抜設計書の間に相違がある場合、又は契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は本市担当職員と協議をすることができる。	
1－4	用語の定義
(1)「契約図面」とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。	
(2)「設計図書」とは、仕様書、契約図面、金抜設計書、質疑回答書をいう。	
(3)「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更、又は追加された図面等をいう。	
1－5	業務の着手
受注者は、本仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 30 日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、現場責任者が業務の実施のため本市担当職員との打合せ等を開始することをいう。	
1－6	提出書類
受注者は、下記の書類を提出しなければならない。	
(1) 業務着手届	
(2) 業務完了届	
(3) 請求書	
(4) 現場責任者届	
【 吹 田 市 水 道 部 】 （ 1 ）	

受注者は業務契約締結後、現場責任者を定め、書面をもって発注者に通知すること。また、
資格を必要とする作業は、それぞれ資格を有する者が履行すること。ただし、本市が不適当と
認めたならば、これらの交代を命じることができる。
(5) 工程表
(6) 業務計画書
受注者は、業務実施前に技術的な詳細打合わせを行い、下記の記載を必須とした業務計画書
を作成し、本市担当職員の承諾を得ること。
ア 工程表（詳細日程を記載したもの）
イ 資格者証等
(ア) 現場責任者
貯水槽清掃作業監督者の資格者証を添付すること。また、現場責任者が水中ロボッ
ト操縦者を兼ねる場合は、貯水槽清掃作業監督者を有するものを別途配置すること。
(イ) 水中ロボット操縦者
水中ロボットによる配水池清掃の実務経験を証する書類を添付すること。
(ウ) その他各種法令により定められたもの
ウ 作業員名簿
エ 腸内細菌検査結果
オ 使用機器承諾願
資機材浸出試験成績書ほか、詳細については「1－7 衛生管理」を参照のこと
カ 作業員の配置体制、実施内容の詳細
キ 安全計画
(7) 第三者保険
受注者は、発注者が指定する業務について第三者保険に加入しなければならない。また、保
険締結後、証券等の写しを1部提出すること。
(8) 成果品など本市担当職員の指示する必要書類
ア 業務報告書
業務完了後、3部提出すること。内1部は電子データとすること。様式・サイズ等は
本市担当職員の指示どおりとする。
イ 業務写真
黒板、箱尺等により撮影目的をはっきりさせ、業務履行前、業務履行中、業務完了時
の業務内容ごとに、詳細に撮影（カラー撮り）し、1部提出（電子データ共）すること。
【 吹 田 市 水 道 部 】 （ 2 ）

様式・サイズ等は本市担当職員の指示どおりとする。	
なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化についての一部改定について」（令和 3 年 3 月 26 日付け国技建管第 21 号）に基づき実施しなければならない。	
ウ 業務月報	
本市提供様式により、毎月 1 部提出すること。記載方法は本市担当職員の指示どおりとする。業務履行など必要に応じて別途、業務日報も提出すること。	
1－7 衛生管理	
（１）本業務で使用する潜水機器・清掃機器類は、水道施設内での使用に適切なものとし、着手前に業務計画書において使用機器の承諾を得ること。	
（２）池内で使用する潜水・清掃機器は、JWWA Z 108 及び JWWA Z 110 の浸出試験に適合したものまたは一般社団法人日本水中ロボット調査清掃協会の認定を受けたものあるいは、製造メーカーにより品質の保証（水道水の水質に悪影響を与えない）を有するロボット及び機材とする。対象とする機器は、配水池内に触れるもの全般とする。試験成績書は使用機器承諾願として業務計画書に添付すること。また、試験成績書の有効期間を証する書類（メーカー発行や自社規定のもの）を併せて添付すること。	
（３）消毒に使用する次亜塩素酸ナトリウムは水道用薬品の評価試験方法に適合したものを使用し、消毒方法や塩素濃度は業務計画書において承諾を得ること。また、使用後の次亜塩素酸ナトリウムは受注者にて処分をすること。	
（４）事前に現場調査を十分に行い、事故等の発生を予防するように努めること。	
1－8 再委託	
（１）受注者は、軽微な業務を除き原則、再委託することはできない。	
（２）受注者は、再委託にあたっては、契約書第 5 条に基づき発注者の承諾を得なければならない。	
（３）再委託の承諾を得た受注者は、本業務に係る再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。また、受注者は、再委託先の履行状況を管理及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督状況を適宜報告しなければならない。	
1－9 確認及び立会等	
（１）本市担当職員は、必要に応じて履行現場において立会し、又は資料の提出を請求できるものと	
【 吹 田 市 水 道 部 】 （ 3 ）	

し、受注者はこれに協力しなければならない。
(2) 受注者は、本市担当職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。
(3) 本市担当職員による確認及び立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると本市担当職員が認めた場合は、この限りではない。
1-10 検査
(1) 受注者は、契約書第13条に基づき、業務完了届とともに成果品一切を本市担当職員に提出しなければならない。
(2) 次のいずれかに該当するとき、速やかに発注者に通知し、発注者の検査を受けなければならない。
ア 業務が完了したとき
イ 履行中でなければ、その検査が不可能なとき、又は著しく困難なとき
ウ 部分払いを必要とするとき
エ 手直しが完了したとき
オ その他必要があるとき
(3) 発注者は、検査の依頼を受けたときは、検査を行う日時を受注者に通知するものとする。
(4) 受注者は、発注者の行う検査に立会い、また協力しなければならない。
(5) 発注者は、本市担当職員及び受注者の臨場のうえ、業務を対象として契約図書と対比し、履行状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行うものとする。
1-11 履行管理
(1) 受注者は、業務の履行にあたっては、業務計画書に示される作業手順に従って業務を履行しなければならない。また、業務が設計図書に適合するよう十分な履行管理を行わなければならない。
(2) 受注者は、契約図書に適合するよう業務を履行するために、自らの責任において、履行管理体制を確立しなければならない。
(3) 受注者は、設計図書又は本市担当職員の指示したものにより履行管理を行うものとする。
(4) 受注者は、履行期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
(5) 受注者は、履行に際し現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう履行しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに本市担当職員へ連絡し、その対応方法
【 吹 田 市 水 道 部 】 (4)

等に関して本市担当職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。
(6) 受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所及び現場事務所等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。
1-12 後片付け
受注者は、業務の完了に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去し、現場及び業務にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。
また、完了検査に必要な足場、はしご等は、本市担当職員の指示に従って存置し、検査終了後、撤去するものとする。なお、このための費用は、受注者の負担とする。
1-13 安全管理
(1) 受注者は、常に安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
(2) 機器、材料、機械器具など運搬時に積載物の落下等により、路面を損傷し、若しくは汚損し、又は地域住民その他の関係者に損害をあたえることのないよう十分に注意しなければならない。
(3) 大型の車両、特殊自動車が浄水所等の水道施設に出入りする場合、事前に入構日、期間、車両など本市担当職員に通知しなければならない。
(4) 浄水所等の水道施設内の道路の通行を禁止又は制限するなど関係職員の通行に影響を与える場合、本市担当職員等と協議し、交通誘導警備員の配置、安全施設の設置など安全対策を講じなければならない。
(5) 浄水所、配水場及びその他これに準ずる水道施設の構内で業務に従事する者は、衛生管理に十分に注意しなければならない。
また、稼働中の水道施設で直接浄水に触れる作業をする者、長期間継続して作業に従事する者は、水道法第21条及び水道法施行規則第16条に従い、検便検査の結果を本市担当職員へ提出しなければならない。なお、検査内容は、サルモネラ菌・赤痢菌・腸チフス・パラチフス・O-157等とする。
(6) 受注者は、業務の履行中に、人身事故及び第三者に損害を与えた事故、又は水道施設や周辺地域に影響を及ぼす事故が発生した場合には、直ちに本市担当職員に連絡するとともに、受注者
【 吹 田 市 水 道 部 】 (5)

様式(事故報告書)で、指示する期日までに提出しなければならない。	
1－14 環境対策	
(1)	受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ本市担当職員に連絡しなければならない。
(2)	受注者は、業務の履行に伴い、第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を本市担当職員に提出しなければならない。
(3)	受注者は、水中に業務で使用する資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、業務で使用した廃材、残材等を水中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。
(4)	受注者は、業務の履行にあたり一般工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改正平成 22 年 3 月 18 日付け国総施第 291 号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成 24 年 3 月 23 日付け国土交通省告示第 318 号)」若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成 28 年 8 月 30 日付け国総環第 6 号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。
	排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを本市担当職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。ただし、これにより難しい場合は、本市担当職員と協議するものとする。
(5)	吹田市水道部の敷地内は全面禁煙とする。
1－15 産業廃棄物の適正処理方法	
(1)	産業廃棄物が搬出される業務にあたっては産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)、又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに本市担当職員に提出しなければならない。
1－16 諸法令等の遵守	
【 吹 田 市 水 道 部 】 (6)	

(1) 受注者は、業務の実施にあたっては、設計図書及び次の各号に掲げる諸法規、要領によるほか
関連する関連諸法令、条例等を遵守しなければならない。
ア 水道法及びこれに基づく政令等
イ 電気事業法及びこれに基づく政令等
ウ 労働基準法及びこれに基づく政令等
エ その他、関係関連法規
(2) 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばない
ようにしなければならない。
(3) 受注者は、当該業務の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし、
不適当もしくは矛盾していることが判明した場合には、速やかに本市担当職員と協議しなければ
ならない。
1-17 現地作業時間等
(1) 現地作業時間は、原則として休日等を除く午前 9 時～午後 4 時までとする。
(2) 受注者が池外作業において、時間外作業を必要とするときは、本市担当職員と協議しなければ
ならない。
(3) 受注者は、原則として現地作業の開始前に本市担当職員へ連絡し、入場許可証を交付されなけ
ればならない。また、現地作業の終了後に本市担当職員へ連絡及び入場許可証を返却しなけれ
ばならない。
(4) 業務履行にあたり、履行前日に作業内容及び作業予定人員等を報告しなければならない。
1-18 保険
(1) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、
雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない
い。
(2) 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任を
もって適正な補償をしなければならない。
1-19 契約不適合責任
本業務は、契約不適合責任の対象外とする。
【 吹 田 市 水 道 部 】 (7)

1－20 疑義

受注者は、仕様書等について疑義がある場合は速やかに本市担当職員に報告し、協議のうえ決定するものとする。

第2章 業務仕様書

2-1 目的

本業務の目的は、No.1 配水池の堆積物の除去及び配水池内部の調査を行うことで、泉浄水所の浄水貯留時の水質を確保するとともに維持管理に必要な情報を得ることを目的とする。

2-2 業務内容

本業務は、泉浄水所 No.1 配水池からの浄水供給を継続しながら、水中ロボットによる不断水での配水池底部にある堆積物の清掃除去を行い、また、水中ロボットに付属されたカメラにて池内構造物の映像点検調査、記録を行うものである。詳細は下記のとおり。

(1) 準備

打合せ、業務計画書の作成等

(2) 清掃業務

ア 水中ロボット清掃工

運用中の配水池に水中ロボットを投入し、地上の水中ロボット操縦者がロボットを操作し底部の堆積物等を除去する。

イ 調査記録工

調査記録工として、水中ロボットに付属されたカメラ等により施設内部の状況を記録し、記録映像として編集する。

(3) 業務報告書の作成等

2-3 業務対象

(1) 業務場所 泉浄水所（吹田市南吹田3丁目3番60号）

(2) 対象施設 No.1 配水池

(3) 施設概要 鉄筋コンクリート造 約21m × 約25m × 5.35m

清掃面積 1301 m²（北池、中池、南池の合計）

2-4 水中ロボット清掃工

(1) 清掃作業時は、貯水槽清掃作業監督者及び水中ロボットによる配水池清掃の実務経験を有するものをそれぞれ配置すること。

(2) 使用機器は、毎回作業前に次亜塩素酸ナトリウムにて消毒すること。

(3) 作業者は、消毒したゴム手袋等を使用し、機器が直接人体と接触しないようにすること。

(4) 池内に異物等が混入しないよう開口部周辺の清掃及び養生を行うこと。

(5) 作業中、誤って池内に用具等を落とすことのないよう、ロープ等で落下防止措置をとること。

また、清掃作業に不要なものは配水池上部には持ち込まないこと（タバコ、ライター、財布、飲食物等）。

(6) 清掃作業時の排水は、本市担当職員の指示する場所（図面 2 参照）へ放流すること。

(7) 清掃作業においては、堆積物を舞い上げることのないよう細心の注意を払うこと。

(8) 清掃作業中、池内堆積物の舞い上げ等により浄水水質（濁度等）に異常が発生した場合は直ちに作業を中止し、本市担当職員に報告して指示に従うこと。また、これにより発生した費用は受注者の負担とする。

2-5 調査記録工

水中ロボット清掃工と同時に水中ロボットに付属されたカメラ等にて、施設内部の状況を調査すること。また、調査記録を位置情報と合わせて写真及び映像として編集すること。

以上